



事務所通信

Progress～進歩～

一期一会



平成29年12月号 (広告)
2017年12月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第127号
発行担当者: 宮田 裕子

今年も残すところ一ヶ月となりました。日に日に寒さが増し防寒対策に余念がない今日この頃です。これからの時期、行事も増え体力的にも消耗しがちになります。風邪予防にも気を付けたいものです。年始に立てた目標、挑戦しようと思ったことなど、やり残した事はないでしょうか。思い残しなく年越しできるよう、残り一ヶ月気を引き締めて過ごしたいと思います。

今月のテーマ：年末調整

年末調整とは

源泉所得税は毎月の給与から概算で徴収することになっていますが、徴収した一年間の合計額は本来納めるべき年税額と一致しないことが通常です。そのため給与総額が確定する年末に本来納めるべき年税額を計算し、一年間で徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付により精算する手続きを年末調整といえます。

給与所得者にとっては、確定申告に代わる役目を果たすため重要な手続きといえます。

年末調整の対象となる人

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
(1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 死亡により退職した人 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。) (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)	(1) 本年中の主たる給与が収入金額が2,000万円を超える人 (2) 災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等(異動)申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等(異動)申告書を提出していない人(月額表又は日額表の乙欄適用者) (4) 年の途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人 (5) 非居住者 (6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など(日額表の丙欄適用者)

年末調整の手順

- (1) 本年分の給与等の合計額の集計
- (2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算
- (3) 課税給与所得金額の計算
- (4) 年調年税額の計算
- (5) 過不足額の計算と精算
- (6) 源泉徴収票の交付

所得控除額の計算

(3) 課税給与所得金額の計算 をするためには、まず所得控除額の計算をする必要があります。

所得控除額には以下のものがあげられます

- ・ 社会保険料控除額
- ・ 小規模企業共済等掛金の控除額
- ・ 生命保険料の控除額
- ・ 地震保険料の控除額
- ・ 配偶者控除額
- ・ 配偶者特別控除額
- ・ 扶養控除額
- ・ 障害者等の控除額
- ・ 基礎控除額



生命保険料控除

本人が本人や家族を受取人とする生命保険の保険料を支払った場合、生命保険料控除を受けられます。

【生命保険料の種類と控除額】

- 一般の生命保険料
- 介護医療保険料
- 個人年金保険料

平成24年1月1日以後締結の保険契約等 (新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料)

支払った保険料	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円	支払保険料 × $\frac{1}{2}$ + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円	支払保険料 × $\frac{1}{4}$ + 20,000 円
80,000 円超	一律40,000円

平成23年12月31日以前締結の保険契約等 (旧生命保険料・旧個人年金保険料)

支払った保険料	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円	支払保険料 × $\frac{1}{2}$ + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円	支払保険料 × $\frac{1}{4}$ + 25,000 円
100,000 円超	一律50,000円

控除額の計算において1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

それぞれの保険料の控除額の合計が生命保険料控除額となります。(最高120,000円)

地震保険料控除

本人や本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財の地震保険料を支払った場合、地震保険料控除を受けられます。また、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約で保険期間10年以上、かつ満期返戻金が支払われるもの(旧長期損害保険料)についても控除を受けられます。

【地震保険料の種類と控除額】

- 地震保険料
- 旧長期損害保険料
- 地震保険料・・・地震保険料の支払金額の合計額(最高50,000円)

平成18年12月31日までに締結した損害保険 (旧長期損害保険料)

支払った保険料	控除額
10,000 円以下	支払保険料等の全額
10,000 円超 20,000 円	支払保険料 × $\frac{1}{2}$ + 5,000 円
20,000 円超	一律15,000円

それぞれの保険料の控除額の合計が地震保険料控除額となります。(最高50,000円)

住宅借入金等特別控除額

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得又は増改築等をし、平成33年12月31日までに自己の居住の用に供した場合で一定の要件を満たすとき、その取得等に係る住宅ローンの年末残高の合計額等を基として計算した金額を、所得税額等から控除することができます。

初年度は確定申告の必要がありません。

研修旅行と望年会



12月1日(金)～2日(土)に研修旅行と毎年恒例の望年会を行いました。今年は京都、滋賀方面へ行ってまいりました。神社仏閣を巡り日々の感謝をすとともに、商売繁盛の神様、伏見稲荷大社ではお客様の繁栄をご祈禱してまいりました。綺麗な景色に心癒され、リフレッシュしてまいりました。これからも日々精進してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



冬期休暇のお知らせ

12月29日(金)～1月4日(木)まで、勝手ではございますがリフレッシュ休暇を頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。

< 12月のカレンダー >

7	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
11	月	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	日	*10月決算法人の確定申告及び納付期限
		*4月決算法人の中間申告及び納付期限
*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の7・1月決算法人)		
年末年始の為、申告・納付期限は平成30年1月4日(木)となります		

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision

今月の開催日は12月7日(木)です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、

開催日	対象者	申込期限
12月7日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月4日(月)
1月11日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月5日(金)
2月以降の開催日は未定となっております。		